

仕 様 書

第 1 章 総則

1. 適用

本仕様書は、いちき串木野市（以下「発注者」という。）が実施する防災マップ作成業務（以下「本業務」という。）に適用し、受託企業（以下「受注者」という。）に委託する業務の仕様を定めるものである。

2. 業務委託名

まち防委託第 2 号 いちき串木野市防災マップ作成業務委託

3. 目的

本業務は当市の保有する災害リスクに備え、土砂災害情報・津波・過去の浸水被害等のハザード情報ならびに避難所施設関連のデータ整備を行い、防災マップとして印刷物ならびに当市 HP での情報公開を行う。そのことにより、平時から住民の自助・共助意識を高め、災害発生時の被害を最小限に抑える（防災／減災活動）ことを目的とする。

4. 準拠する法令等

本仕様書によるほか、下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- (2) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）、同施行令（平成 13 年政令第 84 号）、同施行規則（平成 13 年国土交通省令第 71 号）
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、同施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）
- (5) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）平成 29 年法律第 45 号改正
- (6) 水害防災マップ作成の手引き（平成 28 年 4 月国土交通省水管理・国土保全局）
- (7) 土砂災害防災マップ作成のための指針と解説（案）（平成 17 年国土交通省）
- (8) 土砂災害警戒避難ガイドライン（平成 19 年国土交通省）
- (9) 避難勧告等に関するガイドライン（平成 31 年 3 月改定 内閣府）
- (10) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月 内閣府）
- (11) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針（平成 25 年 8 月 内閣府）
- (12) 避難所の新型コロナウイルス感染症への対応について（令和 2 年 4 月 内閣府政策統括官通知）
- (13) 国土交通省公共測量作業規程（平成 28 年 3 月 31 日国国地第 190 号）
- (14) いちき串木野市地域防災計画
- (15) その他の関係法令

5. 保有資格

本業務を遂行するにあたり情報保護の観点から、情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001）もしくは、プライバシーマーク（JIS Q 15001）を取得している業者であり、情報セキュリティマネジメントを構築していることとする。

また、本業務は突発的な打合せ協議・情報の校正業務が発生することが想定できるため、より円滑に業務を遂行できるようにすることとする。

さらに、企業として新しい生活様式を確立し、Web 会議など対応できることとする。

6. 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者間の協議のうえ、決定することとするものとする。

7. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

8. 納品場所

いちき串木野市 まちづくり防災課 地内

9. 実施計画

本業務を実施するにあたり、受注者は、本業務着手に先立ち速やかに、以下の書類を発注者に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 管理技術者届
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム、もしくはプライバシーマーク認定証の写し
- (6) 防災士資格証の写し、DX 推進アドバイザー資格証の写し
- (7) その他業務の履行に関し必要と認められる書類

10. 管理技術者及び照査

本業務の管理技術者は、防災士の資格を有する者として、計画を立案、管理統括するものとし、業務に精通した者が従事すること。また、本成果品が適正な精度で整備されているかどうか、工程毎に照査を行うものとする。照査技術者は DX 推進アドバイザーを有する者を配置することとする。

11. 貸与資料

発注者は、業務に必要な以下の関係資料を所定の手続きにより貸与する。受注者は、貸与品について責任をもって保管し、汚損等を生じさせないように十分注意するとともに、返却の必要な資料においては、業務終了後速やかに発注者へ返還するものとする。

No	貸与資料	形状
1	避難所情報（施設名称・住所・災害種別）	MS Excel 形式及びシェープ形式
2	土砂災害警戒区域データ	シェープファイル形式
3	土砂災害特別警戒区域データ	シェープファイル形式
4	津波浸水想定データ	シェープファイル形式
5	河川最大規模浸水データ	シェープファイル形式
6	過去の浸水記録（参考資料）	紙
7	いちき串木野市防災マップ	紙
	その他必要と認める資料	紙又はデータ

12. 秘密の保持

受注者は、本業務上知り得た事項について、その一切を履行期限に関係なく他に漏らしてはならない。

13. 安全管理

本業務において受注者は、事故防止のため各作業員に関係法規を常に遵守させ、安全管理の徹底を図らなければならない。

また、作業中に事故が発生した場合には速やかに事故内容を発注者へ報告するとともに、処理対策にあたらなければならない。

14. 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者の所有とし、発注者の承認なくして公表、貸与もしくは使用してはならない。ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利などは、受注者及び第三者に留保されるものとする。

15. 成果品の検査・納品

本業務は、発注者担当検査官の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

また、業務完了後といえども成果品に誤りが発見された場合は、発注者の指示に従い速やかに訂正、補足等を受注者の負担において処理しなければならない。

16. 損害の賠償

本業務遂行中に受注者が損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとし、その損害の責任は受注者が負うものとする。

第2章 業務の内容

17. 業務概要

本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 防災マップ版下データ作成
- (2) 避難所及びハザード情報作成

- (3) ホームページ掲載用データおよび地図システムデータ作成費
- (4) 防災マップ印刷
- (5) 防災ホワイトボード（両面キャスト付き）

18. 計画準備

本業務の目的を十分考慮し、合理的かつ正確に作業を実施するために必要な各工程の検討を行い、業務実施計画を立案するものとする。

19. 資料収集・整理

受注者は防災マップデータ整備にあたり、災害に対する地域の現況把握のために必要と考えられる資料を収集及び整理し、作成するデータに反映するものとする。

20. 防災マップ印刷及びホワイトボード（両面キャスト付き）作成

(1) 作成概要

下記に定める事項に則り成果を作成すること。

(2) 防災マップ作成仕様

ア サイズ：A1

イ コート紙 90kg

ウ 色数：4+4 色両面カラー、A4 サイズ折加工有

エ 部数：①900 枚②1,300 枚③1,000 枚④10,400 枚⑤1,400 枚

背景地図については、国土地理院発行の電子地形図 25,000（地図画像）の最新を使用し既存防災マップと同サイズで作成することとする。

また、地図使用における国土地理院への承認申請手続きに必要な資料作成は、受注者にて作成する。

背景地図の上に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域、津波浸水深、避難箇所、公共機関等目標物等を配置した防災マップを作成することとし、配置レイヤーについては、発注者と協議のうえ作成すること。

（掲載項目は、下表「(3) 防災マップ整備事項」を参照。）

情報が重複する際には、網掛け・透過による手法を適宜使用し煩雑にならないように留意することとする。

掲載する情報は市民が分かりやすく使いやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインを意識し、かつ関係法令に準拠したデザインについて原案を作成し、発注者へ提案すること。

オ ホワイトボード（両面キャスト付き）

作成した防災マップデータをもとにいちき串木野市全域版防災マップを作成して、両面ホワイトボード印刷することとする。

表示面サイズは W1860 mm×H1880 mm×D560 mmとして、印刷内容は発注者と協議して決定することとする。なお、磁石が使用できることとする。

カ 校正：校正は最低 2 回以上とする。

(3) 防災マップ整備事項

掲載データ項目は下記のとおりとするが、下記に定める項目以外に表示することが相応しい、または不要と判断したものにおいては発注者受注者協議を行いマップへの加除修正を検討する。

掲載するデータは、施設に関してはポイント座標データまたは紙で、土砂災害地区データ、河川浸水データはシェープファイル形式にて提供する。

No	対象項目	数量
1	警察施設	1式
2	消防分団舎	1式
3	小・中学校・義務教育学校	1式
4	高校	1式
5	医療機関	1式
6	避難経路	1式
7	避難所（標高値）	1式
8	地区公民館	1式
9	市の関係機関	1式
10	郵便局	1式
11	簡易郵便局	1式
12	災害時要支援者関連施設	1式
13	保育園・幼稚園	1式
14	ガソリンスタンド	1式
15	水門・樋門	1式
16	漁港	1式
17	土砂災害警戒区域／特別警戒区域（急傾斜地）	1式
18	土砂災害警戒区域／特別警戒区域（土石流）	1式
19	津波浸水想定深	1式
20	指定河川・一般河川	1式
21	水位周知河川浸水想定区域	1式
22	橋梁	1式
23	国道・県道（主要地方道）・市道	1式
24	AED設置施設	1式
25	ドクターヘリ離着陸場	1式

（２）ホームページ公開用 PDF データの作成

整備した情報は、ホームページ掲載用データ（PDF形式）として作成するものとする。
PDFデータは下記の２つに分別して作成すること。

- ①いちき串木野市全域版防災マップ
- ②図郭単位版防災マップ

第3章 成果品

21. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、最終成果納入期限を厳守するものとする。

No	品目	数量
1	いちき串木野市防災マップ①②③④⑤（A4サイズ折加工）	計 15,000 部 （印刷物） データ 1 式 （DVD 格納）
2	HP 公開用データおよび GIS データ ①防災情報 ②いちき串木野市全域版防災マップ ③図郭単位版防災マップ ④GIS 取込データ	1 式
3	ホワイトボード（両面キャスター付き）	1 台
4	業務完了報告書一式 ※打合せ協議簿も綴じておくこと	1 冊

22. その他

本仕様に記載のない事項については、発注者と協議すること。